

松伏町長 宛て

※請求には本人確認書類が必要です。

① 窓口に来た方	住所 <input type="checkbox"/> 埼玉県北葛飾郡松伏町		電話番号 - -	
	フリガナ氏名	生年月日	T・S H・R	年 月 日
② 請求者 <small>※依頼人がある場合に記入してください</small>	住所 <input type="checkbox"/> 埼玉県北葛飾郡松伏町		電話番号 - -	
	フリガナ氏名	生年月日	T・S H・R	年 月 日

※裏面の注意事項もご確認ください。

どなたの証明が必要ですか。 ※松伏町以外の戸籍（広域交付）は、第三者からの請求はできません。

③ 対象者	本籍 <input type="checkbox"/> ①の住所と同じ <input type="checkbox"/> ②の住所と同じ			
	フリガナ筆頭者氏名	<input type="checkbox"/> ①の氏名と同じ <input type="checkbox"/> ②の氏名と同じ	生年月日	M・T・S H・R 年 月 日
	フリガナ氏名	<input type="checkbox"/> ①の氏名と同じ <input type="checkbox"/> ②の氏名と同じ	生年月日	T・S H・R 年 月 日
④ 請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者（夫又は妻） <input type="checkbox"/> 直系血族（親、祖父母、子、孫など）			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）※戸籍が必要な理由・提出先を具体的に記入してください。 〔 〕			

※プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

⑤ 何が必要ですか。 ※松伏町以外の戸籍が取れるのは、戸籍・除籍・改製原戸籍謄本に限られます。

<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 450円	通	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書（除籍謄本） 750円	通
<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） 450円	通	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明書（除籍抄本） 750円	通
<input type="checkbox"/> 戸籍一部事項証明書 450円 必要な事項（ ）	通	<input type="checkbox"/> 除籍一部事項証明書 750円 必要な事項（ ）	通
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本・抄本 750円	通	<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号 400円	件
		<input type="checkbox"/> 除籍電子証明書提供用識別符号 700円	件
<input type="checkbox"/> 身分証明書 300円 <input type="checkbox"/> 独身証明書 300円			
<input type="checkbox"/> その他（ ）		通	
<input type="checkbox"/> 受理証明書 350円 <input type="checkbox"/> 届書等情報内容証明書 350円 ↓証明に必要な届（ ）届 届出の年月日（ 年 月 日）			
<input type="checkbox"/> 附票（全部・一部） 300円	本籍筆頭者（のせる・のせない）住民票コード（のせる・のせない） 在外選挙人登録情報（のせる・のせない）		通
必要な戸籍の範囲	<input type="checkbox"/> 出生から死亡まで <input type="checkbox"/> 死亡・婚姻・離婚・転籍の記載があるもの <input type="checkbox"/> （ ）と（ ）の関係がわかるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）		

あてはまる□に☑をして、必要な通数を記入してください。

市町村取り扱い使用欄

本人確認	1点確認	個・免・旅・在・運経・障・その他（ ）			
	2点確認	① 保・年 ② 学・社・キ・ク・診・聞・その他（ ）			
権限確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
本籍分	現戸 通	改製原 通	広域交付	現戸 通	改製原 通
	現除 通	旧除 通		現除 通	旧除 通

請求に当たっての注意事項

1 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

2 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。また、必要な戸籍の範囲について記載してください。その範囲内の戸籍を市区町村において検索します。記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

3 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

4 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

5 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

6 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明をご利用ください。

7 広域交付について

(1) 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

(2) 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には

広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

8 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16桁の数字)を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

9 届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。

市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

10 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

11 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。